

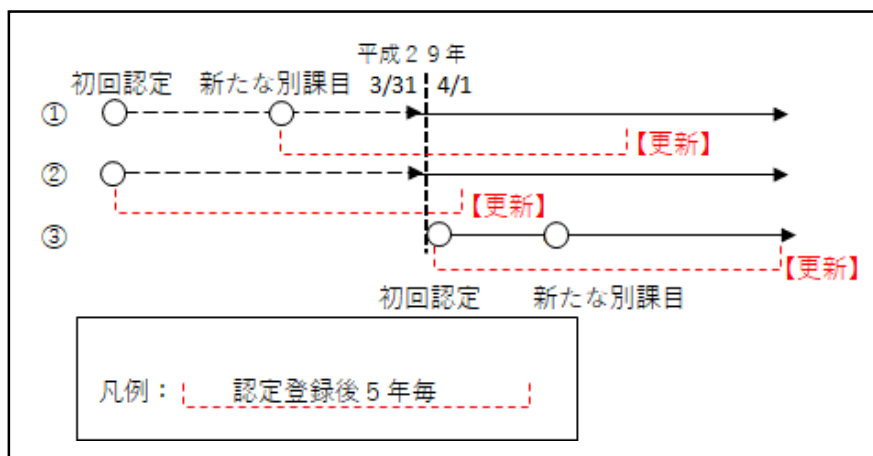
地理空間情報専門技術認定資格の更新年度の取り扱いについて (お知らせ)

近年の測量技術の進展や測量技術者に対する社会的な要求等を考慮し、平成 16 年 4 月 1 日より地理空間情報専門技術認定規則（一部改正）により専門技術認定登録の更新をお願いしています。

同認定規則では「地理空間情報専門技術者は、初回の技術認定登録後 5 年度毎に当該技術認定登録の更新をするものとする。」として定められています。しかしながら、平成 21 年度の測量専門技術認定資格から地理空間情報専門技術認定資格への変更に伴い、経過措置として平成 21 年度以降に新たな別課目（級別を含む）の認定登録を受けた一部の認定登録者に対して、最新の認定登録年度を登録更新年度の起算日として適用した経緯がありました。

つきましては、平成 29 年 4 月 1 日以降の技術認定登録の更新について、以下のとおりと致します。

- ① 初回の認定資格取得が平成 21 年度以降であり、平成 29 年 3 月 31 日までに新たな別課目（級別を含む）の認定登録を受ける認定登録者
最新の技術認定登録後 5 年毎に当該技術認定登録の更新をするものとする。
- ② ①の経過措置の適用を受けない既認定登録者
初回の技術認定登録後 5 年毎に当該技術認定登録の更新をするものとする。
- ③ **平成 29 年 4 月 1 日以降に初回の認定登録または新たな別課目（級別を含む）の認定登録を受ける認定登録者**
初回の技術認定登録後 5 年毎に当該技術認定登録の更新をするものとする。



今後も測量士あるいは測量士補の資格取得後の地理空間情報専門技術教育及びその認定制度について、ご理解とご支援を賜りますとともに、当該認定資格のご活用をお願い申し上げます。

問い合わせ先 (公社) 日本測量協会 測量継続教育センター 測量技術教育部
TEL : 03-5684-3355 FAX : 03-5684-3366
